

平成 27 年第 1 回（3 月）大磯町議会定例会

# 議 案 第 2 号 説 明 資 料

平成 27 年 2 月 17 日

専決処分の承認を求めることについて  
(損害賠償の額を定めることについて)

---

## 資 料

---

事故概要 ..... 1

建 設 課

## 事 故 概 要

発生日時：平成25年7月10日

場 所：大磯町国府本郷536付近（町道幹線21号線の歩道）

被 害 者： ██████████

被害状況：平成25年7月10日午後8時頃、被害者が町道幹線21号線の歩道を歩いていたところ足を滑らせ転倒し、左腕を骨折した。

対 応：被害者に対して早急な賠償を行う必要があるため、損害賠償の額を定めることについて専決処分とした。

経 過：平成25年7月10日 事故発生  
8月7日～被害者及び町、町保険会社との協議調整  
8月12日 町保険会社に事故報告書の提出  
8月26日 町顧問弁護士相談  
9月26日 町保険会社と町で現場立会い  
11月12日 町顧問弁護士相談  
平成26年3月7日 被害者へ治療費実費分の支払【158,540円】  
3月18日 町保険会社の弁護士に示談交渉について委任  
6月19日 被害者へ休業損害分の内払いの支払【200,000円】  
11月20日 被害者へ治療費実費分の支払【114,680円】  
12月26日 町保険会社の弁護士により被害者と示談書取り交わし  
平成27年1月7日 町に、町保険会社の弁護士より示談書が送付される  
1月14日 専決処分  
1月21日 被害者へ損害賠償金の支払【精算金 722,884円】

賠償金額：○ 合計賠償金額（治療費、慰謝料等）  
1,993,506円

○ 過失割合金額

町過失分（6割） = 1,196,104円

被害者過失分（4割） = 797,402円

